

インボイス制度における当金庫の対応について

令和 5 年 10 月 1 日から、消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されます。

それに伴い、当金庫は適格請求書発行事業者(以下、「登録番号」という)の登録を行いましたので、登録番号をお知らせいたします。

登録番号 **鹿沼相互信用金庫 : T3060005003576**

インボイス制度における当金庫の対応については、以下のとおりです。

主なお取引等	発行するインボイス等
店頭でお支払いいただく手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料 ・通帳等再発行手数料 ・小切手帳発行手数料 ・両替手数料 ・残高証明書等発行手数料など 	インボイス様式に書式を改正し交付します。 当金庫の事業者登録番号、税率、税額を追加します。 ※ただし、当面の間はゴム印にて対応させていただきます。
口座振替等でお支払いいただく手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットバンキング基本手数料 ・インターネットバンキングによる振込手数料 ・融資実行手数料 ・夜間金庫手数料 ・貸金庫手数料など 	毎月 1 日から月末までの 1 ヶ月分を集計し、取引日または引落日ごとの手数料を記載したインボイス明細票を作成します。 ※インボイス明細票の発行をご希望されるお客さまは、別途手続きが必要となりますので、窓口にお申し出ください。なお、発行は郵送となります。
ATM でお取引される手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・ご利用手数料 ・振込手数料など 	「ご利用明細」等の様式は、現行との変更はありません。 インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例に該当し、インボイスの交付義務が免除されています。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。